

令和3年第1回玉川村議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (1月22日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	4
○説明のため出席した者の職氏名	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○村長の提案理由の説明	6
○議案第1号の説明、質疑、討論、採決	8
○議案第2号の説明、質疑、討論、採決	12
○議案第3号の説明、質疑、討論、採決	15
○閉会の宣告	16
○署名議員	17

玉川村告示第1号

令和3年第1回玉川村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年1月13日

玉川村長 石 森 春 男

1 期 日 令和3年1月22日

2 場 所 玉川村議会議場

3 付議事項

- (1) 令和2年度玉川村一般会計補正予算（第7号）について
- (2) 空き家対策における不動産売買契約の締結について
- (3) 玉川村給食センター新築工事請負変更契約の締結について

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	須藤安昭君	2番	林芳子君
3番	小針竹千代君	4番	石井清勝君
5番	渡邊一雄君	6番	小林徳清君
7番	大和田宏君	8番	飯島三郎君
9番	西川良英君	10番	三瓶力君
11番	塩澤重男君	12番	須藤利夫君

不応招議員（なし）

令和3年第1回玉川村議会臨時会

議事日程(第1号)

令和3年1月22日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第 1号 令和2年度玉川村一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第 5 議案第 2号 空き家対策における不動産売買契約の締結について
- 日程第 6 議案第 3号 玉川村給食センター新築工事請負変更契約の締結について

出席議員（12名）

1番	須藤安昭君	2番	林芳子君
3番	小針竹千代君	4番	石井清勝君
5番	渡邊一雄君	6番	小林徳清君
7番	大和田宏君	8番	飯島三郎君
9番	西川良英君	10番	三瓶力君
11番	塩澤重男君	12番	須藤利夫君

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 溝井康夫 主 査 大竹絵美子

説明のため出席した者の職氏名

村 長	石森春男君	副 村 長	須釜泰一君
教 育 長	鈴木文雄君	総 務 課 長	塩澤理博君
住 民 課 長	塩田 敦 君	税 務 課 長 兼会計管理者	車 田 ヨシ子 君
健康福祉課長	曲 山 知賀子 君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	溝 井 浩 一 君
地域整備課長	須 田 潤 一 君	教 育 課 長	須 釜 信 一 君
公 民 館 長	小 針 武 彦 君		

◎開会の宣告

○議長（須藤利夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12人であります。

定足数に達しておりますので、令和3年第1回玉川村議会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須藤利夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名人は、会議規則127条の規定により、

6番 小林 徳 清 君

7番 大和田 宏 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須藤利夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と言う人あり 〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎村長の提案理由の説明

○議長（須藤利夫君） 日程第3、村長の提案理由の説明を求めます。

村長、石森春男君。

〔 村長 石森春男君登壇 〕

○村長（石森春男君） 皆さんおはようございます。提案理由の説明をさせていただきます。

大寒が過ぎ、寒さが一段と身にしみるこの頃であります。日当たりの良い場所では、福寿草が鮮やかな黄金色の花を咲かせており、春の訪れが待ち遠しく感じられます。

本日ここに、令和3年玉川村議会第1回臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には公私ともに何かとご多忙の中、ご参集をいただき誠にありがとうございます。

今回の臨時会におきまして、当面する重要な議案を提出いたしましたので、以下、そのあらましについてご説明いたしますが、それに先立ち、新型コロナウイルス感染症に対する国、県等の動きと本村の取り組み等について説明をさせていただきます。

政府は、全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が止まらない状況を踏まえ、1月7日の首都圏の1都3県に続いて、13日に大阪、京都、兵庫、愛知、岐阜、福岡、栃木の2府5県に対し、2月7日までの特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出いたしました。

1月19日には、新型コロナウイルス感染による一日当たりの死者は104人となり、初めて100人を超え、重症者についても1,001人で初めて1,000人を超えるなど、重症化するとともに、全国の感染者数は1月だけでも新たに10万9,199人が感染するなど、感染拡大が加速しており、1月20日現在の累計者数は34万3,106人になるなど、感染拡大は危機的な状況にあります。

このような状況を踏まえ、福島県では、1月15日に知事メッセージを発出し、県内全域を対象に、1月13日から2月7日までの期間を「福島県新型コロナウイルス緊急対策期間」として、特別措置法の規定に基づく2つの協力要請を行っております。

1点目は、県民の皆様へ、2月7日までの間、緊急事態宣言の対象地域を始めとした感染拡大地域との不要不急の往来を自粛していただくこと、加えて、県内においても不要不急の外出

を自粛していただき、特に午後8時以降の外出自粛を徹底していただくようお願いしております。

2点目は、事業者の皆様へ、2月7日までの間、接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店等においては、酒類の提供を午後7時までとし、午後8時から翌日午前5時までの時間帯の営業を自粛いただくよう要請し、協力いただいた事業者に対して、「時短営業協力金」を支給することとしております。

また、病床使用率が60%台という高い水準で推移しており、爆発的な感染拡大を示す「ステージ4」の指標すら超えるなど、「医療提供体制の危機」と言わざるを得ない状況にあり、感染拡大の加速に歯止めをかけなければ、必要な治療が受けられなくなる恐れや、通常の診療体制も圧迫しかねない状況にあり、1月18日に開かれた「福島県新型コロナウイルス医療調整本部会議」の中でも、県内での新型コロナウイルス感染者の死者発生率が1月16日現在で2.3%と、全国平均を上回っているとの報告があるなど、深刻な状況が続いております。

本村においても、国・県の状況を踏まえ、村内全ての公共施設の閉館時刻を午後8時までとするとともに、ホームページや防災行政無線を通じて、不要不急の外出自粛等のお願いをしております。

現在、連日のように、近隣の市町村から新規感染者が確認されているところではありますが、本村では10月に2例目が確認されて以降、新たな感染症患者は確認されておりません。今後も気を緩めることなく、三密対策や感染リスクが高まる「5つの場面」を常に意識するなど、引き続き感染症対策等をしっかり行うよう、村民の皆様へ注意喚起してまいりたいと考えております。

また、今月18日から第204回通常国会が召集されておりますが、今後の国や県の施策や取組みを注視しつつ、関係機関等と連携して、新しい生活様式に基づく感染拡大防止対策を徹底しながら、各種施策を展開してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

それでは、提出議案についてご説明を申し上げます。

議案第1号 令和2年度玉川村一般会計補正予算（第7号）についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3,101万4,000円を増額し、予算の総額を59億7,627万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、特別交付税で2,897万4,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る国庫支出金で104万円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に係る県支出金で100万円をそれぞれ増額するものであります。

また、歳出の主なものは新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金事業として実施する公共機能維持のための分散型業務事業に係る北庁舎改修工事、新しい生活様式に合わせた快適な公的空間の創造事業に係る行動経過管理カメラ整備事業等に係る総務費で2,783万3,000円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業等に係る民生費で197万2,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る衛生費で120万9,000円をそれぞれ増額するものであ

ります。

次に議案第2号 空き家対策における不動産売買契約の締結についてであります。本議案につきましては、空き家対策として、玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり計画の下、観光の拠点「(仮称)複合型水辺施設」として再利用するため、村が民間事業者より購入するものであります。

次に、議案第3号 玉川村給食センター新築工事請負変更契約の締結についてであります。本工事は、令和2年第2回臨時会において契約の議決をいただいたものであります。一部に追加及び変更が生じたため、工事請負代金を423万9,400円増額するものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を説明いたしました。詳細については担当課長より説明させますので、慎重にご審議の上、速やかなご議決をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(須藤利夫君) 村長の提案理由の説明は、ただいまのとおりです。

◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長(須藤利夫君) 日程第4、議案第1号 令和2年度玉川村一般会計補正予算(第7号)についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、塩澤理博君。

[総務課長 塩澤理博君登壇]

○総務課長(塩澤理博君) おはようございます。

それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。

[朗読・説明]

○総務課長(塩澤理博君) よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(須藤利夫君) これから質疑を行います。

4番、石井清勝君。

○4番(石井清勝君) 9ページの財産管理費の工事請負費の北庁舎改修工事564万9,000円の内容を教えてくださいと思います。

それから備品購入費で、庁用備品500万円。その下の行動経過管理カメラというのはどういうものか教えてください。

もう1点、9番の企画費、備品購入費、コワーキングスペース用備品購入費250万3,000円。これは7月の補正予算でも出ているんですが、なぜ2回も出ているのか、教えてくださいと思います。

○議長(須藤利夫君) 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長(塩澤理博君) 4番、石井議員のご質問であります。9ページの財産管理費、14

番、工事請負費であります。北庁舎改修工事の中身ということでございますが、北庁舎の1階にあります和室、これについて事務室でも使えるように改修するものでございまして、床の改修、壁の改修それから電気設備の改修を予定しております。

次に17番の備品購入費ですが、庁用備品については内訳で音声書き起こしシステムというのを300万ほどで購入したいと、あと庁内の備品について200万円ほど予定しているところであります。あと行動経過管理カメラについては、966万5,000円とありまして、村内の小中学校それから役場関係の施設、体育施設など13施設について監視カメラを設置するというものでございます。

それから企画費の備品購入費についてはコワーキングスペース、旧須釜中学校の1階の職員室と校長室を使って現在実証実験を行っておりますが、今使っているパソコンについては役場で持っている職員用のパソコンを使っているのと、あと一部旧須釜中学校で使っていたパソコンがございまして、それに対応していたのですが旧須釜中学校で使っていたパソコンについては、玉川中の方に引き揚げるといことと、あとは役場職員用の予備のために持っていたパソコンについても引き揚げるといことと、新たに5台購入したいといこととであります。

さらに、以前にも購入したのではないかという話がございましたが、先に購入したパソコンについては役場の方の職員のテレワーク用のためのパソコンといことと購入したものでございまして、今回は旧須釜中学校のワーキングスペースに置くものでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（須藤利夫君） 他に質疑ありませんか。

4番、石井清勝君。

○4番（石井清勝君） コワーキングスペースなのですが7月28日に提出したのもコワーキングスペースの備品といことと290万9,000円、それは職員のパソコンを買ったといこととですか、今の説明だと。7月の補正予算で出したものは。そのあたりお願いします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） ただいま、4番、石井議員のご質問であります。9月に補正した分につきましてはコワーキングスペースの事務機などの備品でありまして、職員用の備品、パソコンについては公共機能維持のための分散型業務事業、ここで購入したものでございまして、先ほどそのパソコンかなと考えておりまして、そこではなくて以前にコワーキングスペースに購入した備品といのは事務機ですとか椅子とかそういったものの備品でございました。ですので、職員用の備品については公共機能維持のための分散型業務事業、そちらの方で購入しているものでございます。失礼しました。

○議長（須藤利夫君） 他に質疑ありませんか。

2番、林芳子君。

○2番（林芳子君） 同じ9ページですが、企画費の中の委託料で非接触予約HP作成業務委託料49万4,000円と出ているのですが、これはどういうものでしょうか。

もう一つ総務費の中の12番の委託料、コンビニ交付システム構築委託料といことと11万

とでているのですが、9月の予算の中でも証明書等の電子交付システム導入設備ということで2,700万出ているのですが、そのほかに必要だということなのでしょうけれども、これはどういうものに使うのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 2番、林議員のご質問であります。9ページの企画費の委託料175万1千円の中の非接触予約HP作成業務委託料49万4,000円ですが、コワーキングスペースの予約システムをホームページ上に作成するという委託業務でございます。

○議長（須藤利夫君） 住民課長、塩田敦君。

○住民課長（塩田敦君） ただいまご質問の住民基本台帳費の中の委託料の11万でございますが、こちらにつきましてはコンビニ交付をするための構築作業を進めていく中で各自治体を結んでおりますL2回線という回線があるのですが、そちらの設定変更が必要になったということで、新たにそちらの設定変更をするための委託料ということで今回計上させていただいております。よろしくお願ひします。

○議長（須藤利夫君） 他に質疑ありませんか。

2番、林芳君。

○2番（林芳子君） 9番企画費の委託料で非接触予約という意味が分からなくてだいたい調べたのですが、これはどういうことなのでしょう。

それと今のコンビニの交付システムということですが村内には3つのコンビニがあるのですがその3つのコンビニ全部でシステムができるということによろしいですか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 2番、林議員のご質問であります。非接触のホームページとは何かということでありますが、通常今まで予約ですと、施設に赴いて記入するとかそういったものが考えられていたのですが、ネットでホームページに入り込んでそこで予約をするということで、人と接触することなく予約ができますということでホームページ上に予約システムを構築するという委託料でございます。ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（須藤利夫君） 住民課長、塩田敦君。

○住民課長（塩田敦君） ただいまコンビニ交付の件でございます。村内に3つのコンビニがございますが、それに限らず、全国でございます主要コンビニの大部分で交付ができるというためのシステムとなっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（須藤利夫君） 他に質疑ありませんか。

7番、大和田宏君。

○7番（大和田宏君） 10ページの衛生費の中で12番委託料、新型コロナウイルスワクチン接種関係の委託が上がっています。現在テレビあるいは新聞等で報道されておひまして関心を持っている状況にあるかと思ひます。これについては3月下旬頃から65歳以上をまず対象にして接種をするという説明のようでございますが、具体的に接種体制の確保をどのようにするのか、それから順番、あるいは期間、それから入所されている方を含めた中で具体的にどのように進

めていくのか伺います。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） 7番、大和田議員のご質問についてですが、現時点で接種の時期は一応報道等でもされているとおり、3月の下旬から65歳以上の接種をするということで見込んでおります。体制につきましては、当面集団接種を基本に実施することを考えております。ワクチンの性質上、取り扱いも難しいところがあるということで、各自治体にディープフリーザーというマイナス75度ぐらいで保管できる冷凍庫が国の方から支給されますので、そちらのほうにワクチンを保管して使うということで、体制については集団接種か個別接種ですが協力していただく先生方は村内の2医療機関の先生方にご協力いただいて、集団接種の方は実施をするということで、検討の方を進めているところでございます。

順番につきましては、現時点で見込まれている接種の住民についてですが最優先は医療従事者ということでご承知かと思うのですが、その次に高齢者、次に基礎疾患を有する者、次に高齢者施設等の従事者、その次に60歳から64歳のお元気な方、最後にただいま申し上げた方々以外の者が対象ということになります。ただしこれらの接種順位については国レベルで関係の審議会等における検討や、今後の科学的な知見等により見直される場合もあるかと思われま

す。続いて、実施の期間ですが65歳以上の高齢者に関しては3月下旬と示されていますが、ワクチンの方が認可にもなっておりませんので本当にこの時期に接種できるかという、はっきり申し上げることはできません。高齢者だけでも2千人以上、それ以外の方となると5千人以上が対象になりますので、予定通りそれ以外の方が4月下旬とか5月ぐらいから接種をできたとしてもかなり、1ヶ月とか2ヶ月の期間がかかるのではないかと思います。ただ現時点ではどのくらいの期間かかりますというのは申し上げることはできません。

次に、施設に入所されている方についてですが、村内には特別老人ホームたまかわ荘がありますが、こちらの老人ホームの入所者については、村内2医療機関の先生方のご協力をいただいて高齢者の接種の時期に合わせて先生方に施設のほうに来ていただいて、接種をする予定です。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 令和2年度玉川村一般会計補正予算(第7号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第5、議案第2号 空き家対策における不動産売買契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、塩澤理博君。

[総務課長 塩澤理博君登壇]

○総務課長（塩澤理博君） それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。

[朗読・説明]

○総務課長（塩澤理博君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

4番、石井清勝君。

○4番（石井清勝君） まずは1点目です。空き家対策における売買契約書となっているのですが、一応私空き家対策協議会の役員をやっていて令和元年の10月9日が第4回目の開催だったと思うのですが、その時事務局からの説明で10月4日東北整備局に行ってお話をして土地は駄目だけれど建物に対して、2分の1ぐらいは補助できるかもしれないという話だけはしたのですが、その後空き家対策協議会は全然開かれていないで、空き家対策の名目になるとおかしくなってしまいますので、なぜ9月定例会と12月定例会に出しました購入名目で、旧乙字亭土地購入、建物購入の売買契約をしなかったのか教えていただきたいと思います。

[「質問の主旨を確認させてもらってもいいですか」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） ただいま、4番石井清勝君の質問に対して当局としては確認したいという事で、ここで暫時休議いたします。

(午前10時46分)

○議長（須藤利夫君） 会議を再開します。

質疑を続けます。

(午前10時55分)

○議長（須藤利夫君） 副村長、須釜泰一君。

○副村長（須釜泰一君） 石井議員のご質問にお答えさせていただきます。

議案第2号の名称として、空き家対策における不動産売買契約の締結についてという議案名称にさせていただきました。それは一連の事業として空き家対策ということで事業構築いたしまして業務を遂行してまいりました。大きな計画の中で計画を作りまして空き家対策を進めていこうとその一環として今回の事業がございますので、タイトルの想定としましては、このようなタイトルとさせていただきました。

○議長（須藤利夫君） 他に質疑ありませんか。

2番、林芳君。

○2番（林芳子君） 仮契約書の中で、先ほど不動産売買契約条項の差し替えがあったのですが、2点ほどですが仮契約書の最初の1ページの不動産の表示の2番目、滝山の12の14、宅地386平方メートルとなっているのですが、宅地となると小数点以下が入ってくると思うのですが、ゼロゼロであっても、宅地の場合には必ず入れないといけないのですが、多分これは分筆している土地なのでゼロゼロはあり得ないと思うので、種目なり面積の表示を確実なところを教えてくださいたいです。

それから、3ページの特約のページですが黒の四角の下から4番目、その他知り得た情報の中の上から4行目、東日本大震災というのが真ん中にあると思いますが東日本大震災による影響ではなくて、東日本大震災による影響という形ではないかと思うのですが、これは特約条項がたぶん向こうで書いてきたかと思いますが、確実なところがないと契約としてはこれは契約できるものであっていいのかどうかかわからないのですが、その辺の2点について、確実なところを教えてくださいたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 2番、林議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず一つ目の土地の表記のところでございますが、2番目の滝山12番地の14、宅地で386平方メートルとありますが小数点以下があるのではないかというご質問ですが、登記簿によりますと386.00となっているところであります。

また3ページの字句については後ほど、訂正したいと思っております。

○議長（須藤利夫君） 他に質疑ありませんか。

2番、林芳君。

○2番（林芳子君） それで今の386.00と入れた仮契約書を作り直していただきたいと思います。今の3ページの分と合わせて、2カ所の訂正をお願いいたします。

それから、3点ほど質問させていただきます。3ページの引き渡しについて、本物件引渡しについての5番目、現在店舗のガラスについて、FIXガラスについてですがこれからこの建物を買取り、リフォームをかける上でこの特約条項だとFIXガラスの取り付け工事を行っ

てから引き渡すということになっているのですが、何か所か壊れているのがあるということですが、リフォームをかける上ではその取り付けは後から取り付けするということですが、必要なのでしょうか。わざわざリフォームをかける分についての新しいガラスを入れる必要はないのではないかと思います、その辺はどうなのでしょう。

それと、黒い四角の6番目、本物件に設定されている根抵当権または抵当権についてですが、これは登記簿を見ていないのでわかりませんが抵当権なのでしょう根抵当権なのでしょう。債権額、極度額はいくらぐらいなのでしょう。また残債はいくらぐらい残っているのでしょうか。というのは残されている残債を払ったうえで抹消登記の処理が出るということなのですが、その辺は銀行との打ち合わせはして、確実に抹消の処理が来るということは確定しているのでしょうか。それが売買契約の条項の中の第7条について抵当権等の抹消というのがあるのですか、7条の3行目、買主の完全な所有権の行使を阻害する一切の負担を除去抹消しますとなっているので、お金を払ってからではなく払う前にそれが確定がないといけないのではないかと思います、その辺はどうなのでしょう。

それと、上水道引込管について、黒の四角の下から3つ目なのですが、所有権の承諾を得る必要があるということですが、これは個人の水道管だと思うのですが、それは個人であって今までそれを使わせてもらっていたと思うのですが、村としてはそれは承諾を得る必要があるということですが、上水道を引く予定はないのでしょうか。その辺をお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 2番、林議員のご質問であります、まずF I Xガラスであります、現在壊れた状態でありまして小動物ですとか入って環境的に悪さをすることもありますし、事前にその所有者のほうとの協議の中で、売買が成立したときには所有者の方で入れますということでしたので、それによりまして今後施設の利用を時間をかけて検討していくわけなのですけれども、そういった期間も衛生上も管理しながらできるということで、ガラスを入れることについては必要かなと思っております。

土地建物の抵当権については登記簿を調査した限りでは設定はございませんというふうに確認しまして、認識しております。それから第7条もそうです。

最後の上水道をひく予定があるのかとの話であります、これまでお隣の方の私水管から分水していただようなので、施設の利用についてこれまでは飲食店等、製麺工場という使い方だったと思うのですが今後の利用計画等鑑みまして、これまでのように分水がいいのか上水を引き直した方がいいのか、それについては協議の中で検討していきたいと思っております。

○議長（須藤利夫君） 他に質疑ありませんか。

2番、林芳君。

○2番（林芳子君） 最後になりますが、同じく3ページの特約条項の中の下から2番めの黒四角の方ですが今後新たに建築工事等を行う際に足場等が、隣接する河川地に架かる場合は国土交通省の許可を得る必要がありますということになっているということは足場を組む可能性もあるということですが、今現在の建物がああ形のまま利用するとなると河川の方に飛び出てい

る部分があると思うのですがその辺も改めて所有者が変われば河川の管理課の方の許可を得る必要があるのか教えてください。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 2番、林議員のご質問であります、3ページの下から2つ目です。現在の建物は河川敷に飛び出しているということはないと考えております。たとえば外壁工事をする際に足場を組む必要があつてそれが河川敷の方にもかかる場合は当然河川管理者の方に許可が必要でしょうし、関係によって河川管理者側との協議・許可等が必要になるものと思っております。

○議長（須藤利夫君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 空き家対策における不動産売買契約の締結についてを採決します。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（須藤利夫君） 起立多数です。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第6、議案第3号 玉川村給食センター新築工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

教育課長、須釜信一君。

[教育課長 須釜信一君登壇]

○教育課長（須釜信一君） それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。

[朗読・説明]

○教育課長（須釜信一君） よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

4番、石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 今、課長からのお話なのですが途中で気が付いたということは工事店の方から言われたのでしょうか、こちらから見つけて言われたのでしょうか。そこを教えてください。

い。

○議長（須藤利夫君） 教育課長、須釜信一君。

○教育課長（須釜信一君） ただいま4番、石井議員のご質問であります。その見落としたことについての発見は、請負業者側からなのかこちら側からなのかというご質問でございますが、12月の工程会議の際に請負事業者側の方からご指摘があったものであります。申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 玉川村給食センター新築工事請負変更契約の締結についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（須藤利夫君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、本日の会議を閉じ、令和3年第1回玉川村議会臨時会を閉会いたします。

(午前11時16分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年1月22日

議 長 須 藤 利 夫

署 名 議 員 小 林 徳 清

署 名 議 員 大 和 田 宏

○ 村長提出議案処理結果一覧表

議案 番号	件 名	上程年月日	議決年月日	議決結果
議案 1	令和2年度玉川村一般会計補正予算(第7号)について	3. 1. 22	3. 1. 22	原案可決
議案 2	空き家対策における不動産売買契約の締結について	3. 1. 22	3. 1. 22	原案可決
議案 3	玉川村給食センター新築工事請負変更契約の締結について	3. 1. 22	3. 1. 22	原案可決